

四日市市上下水道局管理規程第1号

四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例施行規程の一部を改正する規程

四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例施行規程（平成17年四日市市上下水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(下水道事業の計画) 第3条 (略) 2 前項に掲げる污水計画は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 北勢沿岸流域下水道関連公共下水道 ① 北部処理区 ア 予定処理区域面積 <u>2,355.66</u> ヘクタール イ 計画処理人口 <u>109,300</u> 人 ② 南部処理区 ア 予定処理区域面積 554.6ヘクタール イ 計画処理人口 19,000人 (3) (略) 3 (略)	(下水道事業の計画) 第3条 (略) 2 前項に掲げる污水計画は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 北勢沿岸流域下水道関連公共下水道 ① 北部処理区 ア 予定処理区域面積 <u>2,220.16</u> ヘクタール イ 計画処理人口 <u>98,150</u> 人 ② 南部処理区 ア 予定処理区域面積 554.6ヘクタール イ 計画処理人口 19,000人 (3) (略) 3 (略)

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)